

令和8年度 浜松市産業用ロボット導入支援事業費補助金〈三次募集〉

《 募 集 案 内 》

本事業では、浜松市内の中小企業に対し、製造、梱包、仕分等の工程における産業用ロボットの導入費用の一部を補助することにより、産業用ロボットの導入促進ならびに生産性向上を図ることを目的としています。

○申請書の受付期間について

令和8年8月3日(月)～令和8年10月30日(金)15:00まで(時間厳守)

■ 申請書は浜松市公式ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shinsangyo/hojokin/r8/sangyo-robot3.html>

○問い合わせ先(事務局)

浜松市産業部産業振興課

〒430-8652

浜松市中央区元城町 103 番地の 2(本館 6 階南)

TEL:053-457-2044

FAX:053-457-2283

E-mail:shinsangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

1 補助対象者

補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は事務所を有する中小企業者※1（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。）※2
- (2) これまでに本補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を完納している者であること。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由がある者であること。

※1「浜松市内に事務所を有する(置く)中小企業者」

基本的には本社が浜松市内にあることが必要です。しかし、以下の場合、浜松市内の事業者とすることができます。

- ・該当事業の実施にあたり、本社が浜松市外でも、浜松市内に事業所を有し、補助対象事業を市内で実施及び浜松市に対して法人市民税を納付している場合

※2 (1)の事業者は、中小企業基本法第2条で規定する中小企業者であり、下記の①に示す基準を満たしている企業もしくは個人であること、および②・③・④のいずれにも該当しないことが条件です。

- ①中小企業者の資本金基準又は従業員基準(資本金か従業員のうちどちらかの基準を満たすこと)
(常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。)

業種(主たる事業として営む事業)	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(以下以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

- ②同一の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している
③複数の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を所有している
④大企業の役員又は社員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている
※なお、大企業は①に定める中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。

2 補助対象事業

本補助金の対象事業は、浜松市内の事業所において、生産性の向上を図ることを目的に、製造、梱包、仕分等の工程で産業用ロボット※の導入を行う事業とします。(導入を行う場所が浜松市内の事業所であることが必要です。) なお、受付案内ロボットや配膳ロボット等のサービスロボットの導入は対象外です。

※産業用ロボットとは

自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種作業をプログラムにより実行できる機械

「生産性向上」の一例

- 作業人数の削減（20パーセント以上の省人化）
 - 労働時間の短縮（20パーセント以上の労働時間短縮）
 - 単位時間毎の生産量の増大（20パーセント以上の生産量の増大）
 - 生産コストの削減（20パーセント以上のコスト削減）
- など

3 補助対象経費

補助対象経費は、下記の(1)～(2)の条件に適合する経費で、「①補助対象経費一覧」に掲げる経費です。ただし、各種税金(消費税や収入印紙)、振込手数料等は補助対象外です。詳細は「②補助対象外の経費」を確認してください。

- (1) 補助対象期間内(交付決定日から令和9年2月28日まで、または事業終了日から10日以内のいずれか早い方)に契約、実施、支払いが完了する経費
- (2) 補助対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ本補助事業にかかるものとして明確に区分できる経費

①補助対象経費一覧

※補助対象経費として、1件(1項目)で50万円以上の経費については、申請書に見積書を添付してください。

補助対象経費区分	内容
産業用ロボット導入に要する経費	産業用ロボットの購入、搬入、据付若しくは調整等、産業用ロボットの導入に要する経費
導入に伴う付帯経費	産業用ロボットの導入に伴い必要となった、構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費、及び活用に必要な技術指導の受入に要する経費
その他経費	ここに掲げるものの他、市長が特に必要と認める経費

②補助対象外の経費

次の経費は補助対象経費にはなりません。

- (1) 補助対象物件や所定の帳簿類(見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、振込控等)の確認が出来ない場合
- (2) 各種税金(収入印紙や消費税及び地方消費税含む)、各種保険料、振込手数料等の各種手数料

- (3) 水道光熱費、通信費(切手代、電話代、インターネット利用料金等)、燃料費
- (4) 参考文献、図書、資料購入費
- (5) パソコン、(3D)プリンター、机、椅子、棚等の汎用性の高い機器等の購入や建設
- (6) 物品購入や役務に対する見積から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われない場合(※場合によっては見積や発注、契約行為については、補助対象期間前でも可とする。)
- (7) 既存設備等の処分費
- (8) 他社発行の手形により支払われている経費
- (9) その他助成対象事業の経費として内容及び使用数量を明確に特定することが困難な費用

4 補助金額

補助率は対象経費の2分の1以内とし、事業1件あたり500万円を上限とします。

5 補助対象期間

本事業補助対象期間は下記のとおりです。

交付決定日から令和9年2月28日まで、
または事業終了日から10日以内のいずれか早い方

6 申請の手続き

- (1) 申請書類の提出 **【提出期限…10月30日(金)15:00】**

①浜松市産業用ロボット導入支援事業費補助金交付申請書及び事業計画書(別紙様式)1部

②見積書の写し…1部

補助対象経費のうち、1件(1項目)の経費が50万円以上のもの。単価、数量、規格、メーカー、型番等詳細がわかる見積書を添付してください。

対象科目別に整理して、ステープラー等で一つにまとめて提出してください。調整がつかない場合は、事務局にご相談ください。

③会社定款および申請者の概要が分かる資料(企業・製品パンフレット等)…各1部

④直近2期分の決算関係書類(決算書または確定申告書)…1部

決算書については、以下の①～⑤(直近2期分)と⑥、該当する場合は⑦を提出してください。(調整がつかない場合は、事務局にご相談ください。)

①貸借対照表、②損益計算書、③製造原価報告書、④販売費及び一般管理費内訳書

⑤株主資本等変動計算書、⑥株主名と各株主の出資比率が分かる一覧表

⑦試算表(決算月より令和6年4月の段階で6ヶ月以上経過している場合のみ提出:その場合は、最後の決算月の次の月から、令和7年2月又は3月末までの試算表(貸借対照表と損益計算書)を提出)

⑤市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し…1部

浜松市内の事業者で登録していない場合は、市民税課(中央区元目町 120-1 元目分庁舎)で申請し、その申請書の写しを提出してください。(連絡先:457-2142)
(ホームページ <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/life/zei/siminze/shitei.html>)
浜松市外の事業者の場合は、事務局と調整してください。

⑥その他(製品や申請者に関する補足資料)(ある場合)…1部

(2) 提出先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市役所 6 階 産業振興課

浜松市産業用ロボット導入支援事業担当 宛

E-mail:shinsangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(3) 提出方法

持参、郵送又は E メールで提出書類一式をご提出ください。

7 受付期間

令和 8 年 8 月 3 日(月)～令和 8 年 10 月 30 日(金) 15:00 まで(時間厳守)

8 申請に際しての注意事項

- (1) 同一事業者が、単独申請、対象分野が異なる申請に関わらず、本補助事業について複数の申請を行うことはできません。
- (2) 国、県等の補助事業に採択された事業は、本補助金の交付事業の対象外です。申請の際には、他の補助金事業への申請状況を申し出るとともに、採択された場合は、すみやかにご報告ください。この申し出に漏れがあった場合、交付決定後であっても採択の取り消し等を行うことがあります。
- (3) 補助金の対象は、正式な交付決定通知以降に支出した経費ですので、それ以前に支出した経費は対象となりません。
- (4) 消費税は補助金の対象外です。交付申請書や事業計画書の金額は、すべて消費税抜きで記載してください。
- (5) 申請にあたり提供した個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、適正な取り扱いを致しますが、採択された場合は、事業者名、事業名、事業概要等を市のホームページで公表するほか、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行う場合がありますのでご承知おきください。
- (6) 提出された書類等は、返却いたしません。必ず手元に「写し」を保管してください
- (7) 書類に不備があった場合、差し替え、修正等をお願いすることがあります。また、必

要に応じて追加で資料を求めることがありますのでご承知おきください。

- (8) 本補助事業は、競争的資金であるため、当該事業の計画書を提出されても、必ず採択されるとは限りません。また、補助金の交付額は、審査結果や市の予算等により申請額から減額することがあります。

9 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた者は、以下の条件を守ってください。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に基づく事業状況について、補助事業年度の終了後3年間にわたり、毎年1回、市長に報告しなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 補助事業者は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (8) 補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

10 審査

(1) 審査の方法

申請者から提出された事業計画書等の内容については、専門家の意見を聞き、評価を行い、その評価結果を基に選定します。ただし、必要に応じて申請者からのヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査基準

事業の効果、事業の実現性、事業費の妥当性、地域経済への波及効果、事業の実施体制を基に審査します。

(3) 審査結果の通知等

審査の結果については、速やかに申請者に対し書面により通知します。

(4) その他

審査経過及び審査結果に関する問い合わせには、応じられません。

11 その他

- (1) 補助金の支払いは、実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いが原則となります。
- (2) 補助事業の進捗状況の確認や確定検査のため、必要に応じて実地検査を実施します。
- (3) 原則として、補助事業終了後の補助金確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認が出来ない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (4) 経費支払確認書類については、見積りから支払いに至る、見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、振込通帳の写し等の書類が必要です。
- (5) 補助事業者が、補助金交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付取消、返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (6) 補助金に基づく成果の紹介を行う場合には、「浜松市産業用ロボット導入支援事業費補助金を受けた旨」を説明として必ず記載してください。

【受付場所及び問い合わせ先（事務局）】

浜松市産業部産業振興課

〒430-8652

浜松市中央区元城町 103 番地の 2(本館 6 階南)

[TEL:053-457-2044](tel:053-457-2044) FAX:053-457-2283

E-mail:shinsangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(別表) 令和 8 年度浜松市産業用ロボット導入支援事業費補助金〈三次募集〉採択の流れ

